

手数料の返金について

紹介元が紹介した求職者が入社日以後3ヶ月以内に、自己都合または紹介先の就業規則に基づき解雇に至った場合は、紹介元は紹介先より受領した紹介手数料の25%をその退職の通知を受けた日から1ヶ月以内に紹介先に返還するものとする。

但し、求職者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに紹介先の求職者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。

株式会社インターワークス